

第 1 4 期第 2 7 回

札幌市農業委員会総会議事録

日 時：令和 7 年 9 月 24 日（水）午後 2 時

場 所：札幌市役所地下 1 階 3 号会議室

第14期第27回 札幌市農業委員会総会

出席者名簿

議 席	氏 名	出 欠
1	生 野 隆 雄	出 席
2	山 本 和 夫	出 席
3	藤 井 徹	欠 席
4	大 西 智 樹	欠 席
6	上 山 雅 彦	欠 席
7	千 葉 悦 子	出 席
8	氏 家 正 喜	出 席
9	平 佐 雅 勝	出 席
10	橋 場 和 実	欠 席
11	吉 田 長 幸	出 席

事務局	事務局長 高本 俊	
	事務局次長 村上 史明	
	振興係長 後藤 園恵	
	農地係長 宮崎 伸一	

総会に係る付議議案等

区 分	議 題	備 考
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第2号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について	
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	
報告第2号	農地所有適格法人報告書等の提出について	
報告第3号	地域計画の変更案に係る意見について(事務局長専決)	
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	
報告第5号	現況証明について(事務局長専決)	
報告第6号	地目変更登記に係る登記官からの照会について(事務局長専決)	
報告第7号	農用地利用集積等促進計画(令和7年度第4号)の認可・公告について	

発言者	議 事 内 容
議 長	これより第14期札幌市農業委員会第27回総会を開会いたします。 本日の出席状況でございますが、藤井委員、大西委員、上山委員、橋場委員から欠席の連絡がありました。委員総数10名中、出席者6名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。 続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号11番の古田委員と議席番号7番の千葉委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日は、議案2件、報告7件となっております。 それでは、これより議事に入ります。 なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。 はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。 事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	それではご説明いたします。 1ページの申請番号60-303番につきましては、賃借権設定でございます。借主はサツマイモ等を生産する農地所有適格法人でございます。 場所でございますが、資料1-1の位置図をご覧ください。8月12日に事務局職員が現地を確認しております。 要件につきましては、資料1-2の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、同法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件に該当していると認められることから、同法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	（異議なし）
議 長	異議がありませんので、議案第1号につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第2号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	それではご説明いたします。 2ページの申請番号20-607番及び3ページの20-608番につきましては、同一の借主による期間満了に伴う再設定でございます。借主はデントコーンを生産する農家でございます。

発言者	議 事 内 容
振興係長	貸借期間は3年間でございます。6月18日に事務局職員が現地を確認しております。 続きまして、3ページから8ページの申請番号75-601番から75-614番につきましては、同一の借主による新規の賃借権設定でございます。借主は大豆等を生産する予定の農地所有適格法人でございます。 場所でございますが、資料2から資料7の位置図をご覧ください。7月28日に事務局職員が現地を確認しております。 許可要件につきましては、資料8の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。 貸借期間は申請番号75-601番から75-612番が5年間、申請番号75-613番及び75-614番が1年間でございます。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
平佐委員	申請番号75-601番から75-614の件は、前に個人で借りていた土地を、法人で借り直すイメージでよいのでしょうか。そうではなく、元々空いていたところを法人が借りるのでしょうか。
振興係長	法人で農地をお借りするということです。
平佐委員	別人格になるということですね。
振興係長	そうですね。
平佐委員	個人では牛を飼っていたと思うんですけど、法人では大豆をメインにして栽培するということですね。
振興係長	そのとおりです。
平佐委員	なるほど。では大丈夫です。ありがとうございます。
議 長	他にご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第2号につきましては原案どおり決定いたします。 以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。 続いて報告事項に移ります。報告第1号から第7号について事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	それではご説明します。 9ページの報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出」について、東区で1件、清田区で1件、南区で1件の届出がございました。届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。 次に、11ページの報告第2号「農地所有適格法人報告書の提出」につ

発言者	議 事 内 容
振興係長	いて、今回は1社の農地所有適格法人から報告書の提出がございました。 資料9をご覧ください。 報告書を審査した結果、農地法第2条第3項各号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。 続きまして、12ページの報告第3号「地域計画の変更案に係る意見」について、7月24日の第25回総会で「地域計画」に係る目標地図の素案についてご審議いただいたところです。 このたび、それを踏まえた「地域計画」の変更案について札幌市長から意見照会があり、内容を精査したところ、素案どおりに目標地図が作成されていることから、「意見無し」と回答したものでございます。 次に、21ページの報告第7号「農用地利用集積等促進計画の認可・公告」について、7月24日の第25回総会でご審議いただき、北海道農業公社に対し、促進計画を定めるべき旨の要請をした件で、公社より札幌市長あてに認可申請があり、札幌市長より認可した旨の通知があったものでございます。
農地係長	続きまして、13ページの報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、「所有権の移転」を伴うものにつきまして、手稲区で3件、「賃借権の設定」を伴うものにつきまして、南区で1件の届出がありました。 この届出は、市街化区域内の農地を、通路、駐車場、宅地、グループホームに転用する目的としており、権利の移転及び設定を行うもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。 次に、15ページから19ページまでの報告第5号「現況証明」について、中央区で1件、北区で6件、東区で12件、白石区で6件、厚別区で1件、豊平区で3件、清田区で1件、南区で4件、西区で5件、合計39件の申請がありました。 当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。 最後に、20ページの報告第6号「地目変更登記に係る登記官からの照会」について、東区で2件の照会があり、当該地を調査した結果、農地以外の土地であると認められましたことから、「非農地」として回答したものです。 報告は以上でございます。
議 長	以上の報告について、何かご質問はございませんか。
	(質問なし)

発言者	議 事 内 容
議 長	なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。 これをもちまして、本日の総会は終了いたします。 次回の総会開催でございますが、令和 7 年10月27日、月曜日、午後 2 時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。 よろしければ、第28回総会は令和 7 年10月27日、月曜日、午後 2 時からといたしますので、よろしくお願いいたします。

開始時間 午後 2 時00分 終了時間 午後 2 時15分